

銃砲規制の在り方に関する 有識者ヒアリング実施結果

警察庁生活安全局
平成26年10月

目 次

- 1 はじめに P 1
- 2 年少射撃資格認定制度関係 P 2
 - (1) 年少射撃資格者による空気銃射撃の下限年齢の引下げの可否について
 - (2) 下限年齢を引き下げる場合に何歳とするかについて
 - (3) 射撃競技団体による推薦制度の在り方について
 - (4) 下限年齢を引き下げる場合の配意事項について
- 3 練習射撃場制度関係 P 5
 - (1) 年少射撃資格者による練習射撃場に備え付けられている空気銃を用いた射撃練習制度の可否について
 - (2) 練習射撃場制度を拡充する場合の配意事項について
- 4 装薬銃関係 P 6
 - 空気銃と同様の制度を設けることの可否について

1 はじめに

射撃競技団体等及び文部科学省からは、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた射撃競技における競技力強化のため、特に若年競技者の育成等の強化の観点から、現行の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定の見直しについて、以下のような要望又は検討の要請がなされています。

空気銃について

- ・ 空気銃の年少射撃資格者の下限年齢を14歳から8歳へ引き下げるなど、現行の年少射撃資格認定制度等について必要な見直しを行う。
- ・ 年少射撃資格者も練習射撃場で、練習用備付け銃を用いて射撃練習ができるようにする。

装薬銃について

- ・ 14歳を下限年齢とする年少射撃資格認定制度を新設する。
- ・ 年少射撃資格者も練習射撃場で、練習用備付け銃を用いて射撃練習ができるようにする。

こうした要望等を受けて考えられる措置について、別紙の有識者からヒアリングを実施し、その結果を取りまとめました。

2 年少射撃資格認定制度関係

(1) 年少射撃資格者による空気銃射撃の下限年齢の引下げの可否について

ア 積極的な御意見

- ・ 子供の神経系の発達の著しいときに基本的なスキルを身につけることが重要であり、早い段階から長期的にトップアスリートまで育成するという長期競技者育成理論が世界では一般的である。また、高い素質のあるアスリートを適正に評価・把握して、集中的にハイクオリティな育成環境を提供することが必要である。
- ・ 現状は年少者の競技者が少なすぎるので、社会的なものとの兼ね合いを考えながら、才能のあるエリートに限って若者を育成することが必要である。
- ・ 一般論として、スポーツをやっている子供は、スポーツをしていない子供に比べて集中力があり、先生の言うこともよく聞けるようになる。またスポーツを通じてルール等を学ぶため、礼儀正しい子供になる。射撃競技についても、標的を狙って撃つという集中力が求められる競技であり、銃の取扱い等に関して厳正なルールが担保されるのであれば、意欲のある子供に射撃をさせることは、教育上の観点からも望ましいと言える。

イ 慎重な御意見

- ・ 日本の最大の特色は、銃は持たない、持たせない、銃をなくしていくことを目指している社会であり、日本の治安の良さは薬物と銃器を徹底的に取り締まることによって守られているので、トップエリートに限って競技力のレベルを上げるといえるのはある程度理解できるが、日本全体で銃人口を増やしてスポーツとしてのライフル銃の所持を外国並にするのは非常に危険に感じる。
- ・ 武器効果（weapon effect）という現象があり、攻撃的で抑制の乏しい人では、攻撃性や暴力を象徴する環境的刺激が存在すると、他の場面よりも攻撃的な反応を引き起こすことがある。銃は明確な攻撃性の意味を持っており、子供の身近に銃があり、それを持った見たりすることで敵対的な考えを持ち、衝動的に銃を使用するリスクが高まる可能性がある。
- ・ 子供の半数は、いじめの加害者か被害者のどちらかになると言われており、そうした不安定な年齢層に銃を所持させると、例えばいじめを受けている者は、他者が皆、敵となり、乱射事件に発展しないとも限らない。
- ・ 例えば狩猟民族であったドイツなど、昔から銃を撃っている国では、文化の中に自然と培われた安全装置があるのかもしれないが、日本は銃を文化としている国ではなく、無理な低年齢化は何らかのトラブルを誘発する危険性がある。

(2) 下限年齢を引き下げる場合に何歳とするかについて

- ・ 子供の成長には個人差があるが、小学校5年生（10歳～11歳）になると、ほとんどの子供が善悪の判断ができるようになり、自らの行動を制御する能力についても、中学生と大差ない能力が身に付いていると言える。他方、小学校3年生（8歳～9歳）までは、善悪の判断ができない者も多く、ルールを教えても悪ふざけでルールを守らないこともあり、また、善悪の判断ができるようになったとしても、自分の衝動を抑えることができず、けんかをするとすぐに手を出してしまう傾向にある。
- ・ 子供の手の大きさなどを考えても、8歳はちょっと無理ではないかと思う。また、総じて自分がどの競技種目に向いているかを判断できるようになるのは10歳ぐらいからであり、8歳では経験・分別の点で不足している。
- ・ きちんとした環境や指導者の下に限るのであれば10歳もあり得るが、常識的には中学生くらいではないか。
- ・ 諸外国の例を参考にするとしても8歳というのはなかなか出てこないだろうから、小学校高学年ぐらいが妥当ではないか。

(3) 射撃競技団体による推薦制度の在り方について

- ・ 推薦制度に関し、その運用については競技団体に全てを任せるべきではない。特に銃砲という危険性を持つものについては、外部からの監視の目が必要である。警察庁や文部科学省が何らかの形で関与できる協議会のような仕組みを作るべきである。
- ・ 年齢の引下げに伴って銃を使用する者が必要以上に増加し、銃を使った犯罪につながったり、倫理性がルーズになり、基本的に銃を持たないという文化が崩れることを懸念する。
- ・ 選手の選考・推薦に関しては、これまでは、コーチを中心に候補者をピックアップするという方法が一般的であったが、現在では、コーチの判断に加え、スポーツ科学の手法も使って科学的に識別していくという取組が行われており、より科学的・客観的にタレント性を評価するような系統的なシステムが構築されてきている。
- ・ 射撃のセンスが良いというだけで、銃を持てるようになると、スポーツ教育の中で生まれる衝突や葛藤が大きくなったときに、指導者や競争相手である仲間に向かって銃口を向けることも考えられることから、攻撃性や衝動性が低い者を厳選すべきである。
- ・ 子供の特性は、年齢以外に、性格等によっても異なることから、適性の判断を見極める必要がある。その際には、担任教諭の意見を踏まえた校長からの推薦を求めることも一つの案だろう。なぜなら担任教諭は、学級という集団の中で比較しながら、その子供の特性を見極めることが容易にできるからである。

(4) 下限年齢を引き下げる場合の配意事項について

- ・ 銃の所持が攻撃性につながらないようにするため、教育の徹底が不可欠である。武道のような精神修養が必要であり、倫理観の養成と低年齢化はセットで考えるべきである。
- ・ 他の競技には指導体制や指導方法の蓄積があり、それがスポーツ性の担保であり、国民がその競技に対して不安を感じない理由の一つである。射撃競技団体にも、今以上に、きちんとした指導者の層や研究の蓄積が求められるのではないか。
- ・ 日本より低年齢の子供に銃を撃たせている諸外国では、教育プログラム、環境、体制といったノウハウがあるだろうから、そのようなノウハウを参考として、競技団体が責任を持って管理すべきである。

3 練習射撃場制度関係

(1) 年少射撃資格者による練習射撃場に備え付けられている空気銃を用いた射撃練習制度の可否について

ア 積極的な御意見

- ・ 練習環境の充実や練習時間の確保は、競技力向上に有益であり、練習射撃場の管理面や安全面がより強化・徹底され、しっかりと確保されることを前提に練習環境の充実を図るということは競技力向上につながる。
- ・ 練習射撃場制度の見直しは、子供の成長過程で、複数の指導者と建設的に関わる機会を得るという観点においても有益である。

イ 慎重な御意見

- ・ 仮に練習環境を整備する必要があるとしても、バッティングセンターのように誰もが気軽に射撃できる制度とすべきではなく、安全性の観点から厳しくコントロールすべきである。

(2) 練習射撃場制度を拡充する場合の配意事項について

- ・ 練習射撃場で年少射撃資格者が空気銃を用いて射撃する場合には、一人の練習射撃指導員が監督する年少射撃資格者の数については、適正人数の範囲内とすべきである。
- ・ 練習射撃場で年少射撃資格者が空気銃を用いて射撃できるようにした場合には、指導者の指導・監督の質に関するチェック体制及び向上が極めて重要である。

4 装薬銃関係

空気銃と同様の制度を設けることの可否について

- ・ 常識的に考えても、空気銃と装薬銃の威力は違うと思う。装薬銃は、人を殺すための道具ともいうことができるものであり、法律的に装薬銃を慎重に扱うことになるのは当然である。
- ・ 殺傷能力のある武器へのアクセシビリティ（利用や入手の可能性）について、武器の中でも空気銃と装薬銃では殺傷能力に違いがあり、より強力な武器については、よりアクセシビリティを高めないようにすべきである。
- ・ 諸外国においても、装薬銃の下限年齢が空気銃の下限年齢よりも高い、又は装薬銃にのみ下限年齢を設定していることに着目すれば、装薬銃の下限年齢の引下げは慎重であるべきである。

ヒアリングを実施した有識者

勝田 隆 国立スポーツ科学センター副センター長・筑波大学客員教授

小林 寛道 東京大学名誉教授（スポーツ科学）

高橋 俊明 全国連合小学校長会対策部長・港区立白金小学校長

濱口 佳和 筑波大学教授（発達心理学）

藤原 静雄 中央大学法科大学院教授（行政法）

前田 雅英 首都大学東京法科大学院教授（刑事法）

和久 貴洋 （独）日本スポーツ振興センター情報・国際部部長